

平成 27 年度第 2 回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成 27 年 11 月 11 日（水）午前 9 時 30 分開会

場 所：かでの 2・7 710 会議室

1 開 会

○事務局（宮岡青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。ただいまから、平成 27 年度第 2 回北海道青少年健全育成審議会を開催させていただきます。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長をしております宮岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、会長選出までの間、進行を務めさせていただきます。それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○事務局（佐藤くらし安全局長） みなさんおはようございます。北海道環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。皆様には、ご多忙のところ、本審議会の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。また、日ごろから、青少年の健全育成について、格別のご理解、ご協力を賜っていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。この審議会につきましては、委員の構成といたしまして、教育分野、青少年の健全育成活動をされている方、また、産業分野や報道分野などの各分野から委員にご就任いただいておりますけれども、同時に委員の公募も行っておりまして、今回、15 名の方々に、第 5 期の審議会委員をお願いするという運びになりました。これから 2 年間の任期でございますが、どうぞよろしくお願申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、前回の審議会のテーマに引き続きまして、道政への若者の意見の聴取と反映について、意見交換をお願いすることとしております。

今日初めてご出席の委員の方々におかれましては、このテーマは初耳だと思っておりますので、これまでの経緯につきまして、簡単にご説明させていただきます。道におきましては、これまで、政策の意思決定過程のなかで、審議会などでの審議やパブリックコメントを通じて幅広い意見募集に努めてきたところでありますが、一方で、皆様ご承知のとおり、北海道は、全国を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、人口減少問題をはじめとする課題を抱えておりまして、こうした中で、様々な課題に関し、将来に向けて対応していくためには、いわゆる異なる世代間の考え方、意見を把握して反映していくということが非常に重要であり、一つの課題となっております。現状、こうした観点からの道庁の取組は、必ずしも十分とまでは言えず、特に、若い世代、若者の意見を把握し、道政に反映させていくこと、あるいは、そうした取組を通じて、若者の地域社会への関心と参画を促すということが、これからの北海道を創っていくという観点からも非常に重要になっているわけでございます。そうした趣旨で、前回から、審議会において、若者の意見聴取について、その在り方をご検討いただいております。今期の審議会からは、若い世代の方も委員にご就任いただいておりますので、この点、特にご理解いただき、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願する次第でございます。

このほか、本日の審議会は、改選後初めての会議ということで、審議会の所掌事項などを説明させていただき、確認をするなど、様々ございますけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、北海道の青少年の健全育成にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） いま、局長からのご挨拶にもありましたが、当審議会は、本年度から第 5 期といたしまして、新たに 5 名の方が委員となられましたことから、はじめに、自己紹介の場を設けさせていただきたいと思っております。その前に事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（加藤主幹） 青少年グループの加藤です。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（伊林主幹） おなじく青少年グループの伊林でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤主査） 青少年グループの伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（盛本主査） 青少年グループの盛本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐伯主任） 青少年グループの佐伯です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 続いて、お手数ではございますが、委員の皆様から、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。秋葉委員から、時計回りでお願いいたします。

○秋葉委員 みなさん、おはようございます。北海道YMCAの秋葉と申します。YMCAの正式な名前は、「Young Men's Christian Association」といいます。日本語に訳す時は、キリスト教青年会という風に訳しております。歴史的には160年以上になりますが、いま、119の国と地域に組織されております。日本では、35の都市、都市YMCAと言います。色々な事業プログラムを通じて展開しているYMCAと、それと大学のほかに学生YMCAというのがあり、これが38ありまして、キリスト教の精神に則って青少年活動をしている団体でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安宅委員 北海道商工会議所連合会の安宅と申します。今期2期目になりますが、産業分野ということで、ここに出席させていただいています。全道には42の会議所があり、その取りまとめをしております。地方に42の会議所があるため、そこから色々な意見を聞く機会がありますが、ただ、青少年に関することといいますと、若干役不足ではございますが、色々な意見を取り入れて、こちらに協力できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河合委員 おはようございます。私、臨床心理士という資格の中で仕事をしてきております。現在の本務は、北海道医療大学心理科学部臨床心理学科というところで教員をしております。大学院でも教えておりまして、そこで教えるだけではなく、実際に相談業務にも就いております。青少年というところで言えば、限られたなかでの経験しかありませんから、色々勉強しながら、委員を務め上げることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷委員 おはようございます。北海道アミューズメント施設営業者協会、通称AOU北海道の会長をやらせていただいております熊谷と申します。前回まで委員でしたボウリング協会の熊谷さんとは同じ名前ですが、同じアミューズメントということで何度か会議で顔を合わせることもございました。今回初めての参加ということで、分からないことも多々ありますが、青少年の健全育成が目的ということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 NPO法人ezorock（エゾロック）の高橋苗七子と申します。今回、公募委員として、初めて参加させていただいております。普段、札幌に事務所がありまして、300人くらいの10代から30代前半のメンバーが延べ三、四千日の活動を8チームに分かれ、それぞれ興味のあるテーマでしております。青少年、私自身もそうなのですが、主な活動としておりますので、その立場で力になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺島委員 おはようございます。北海学園大学の寺島でございます。所属は法学部政治学科ということですが、専攻していますのは憲法学でございます。この度、初めてこちらの審議会の委員を仰せつかりましたので、何かと不案内なことも多いとは存じますが、勉強させていただきながら、頑張っ

○野村委員 おはようございます。北海道新聞で編集委員している野村と申します。普段は識者の方に書いていただく論考だとか、日曜版だとか、インタビューなどを手がけており、あちこちを動いておりますので、参加できないこともあると思います。前の期の途中から務めさせていただいておりますが、また、色々勉強して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○原委員 おはようございます。札幌弁護士会に所属しております弁護士の原と申します。よろしくお願いいたします。私は札幌弁護士会の中では、子どもの権利委員会を通じて子どもの問題を扱っていたほか、ジュニアロースクールで若い人たちに法律を学んでもらったりとか、それから、障がい者の関係では、お子さん達の障がいですとか、そういうところで、人権擁護という視線に立って関わってきております。私のほうは、委員会に少しずつ参加したところもあるのですが、あまり専門的とは言えないと思います。実践的には、少年事件、家庭教育ですとか、地域とか学校の中で問題を起こしてしまった子ども達に関わっていますが、この審議会の委員が務まるのか私自身不安なところがありますが、よろしくお願いいたします。それから一点、今日、地下鉄の中で虐待を受けている子どもの写真を見ました。子どもは未来だと思いますし、そのような視点から、子ども達の未来、私達の未来、社会の未来を考えていくというところで、委員としてお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置委員 おはようございます。名簿上の所属では、札幌市のスクールソーシャルワーカーとなっておりますが、仕事の一部でして、いま、フリーでソーシャルワークを色々やっていて、生きづらさを抱えた子どもや家庭の相談を受けたり、人材育成や地域づくりを主に、サポートというよりは、当事者の方と一緒に地域を変えていくという市民活動をしています日置と申します。確か4期目なのかなと、長くなりましたが、この審議会は自分の勉強のためと思って来ていまして、非常に勉強になっていて、貴重な機会となっておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○宮川委員 おはようございます。道高P連の宮川と申します。前回に引き続いての委員ということになります。道高P連といいますのは、北海道高等学校PTA連合会の略称なのですが、全道にある公立、市立、私立のPTA、それぞれを単位PTAと申しますが、それを束ねる組織でございます。私個人は中学の教員、高校の教員と併せて三十数年間、私立も一部入りますけれども、そのようなところを勤めておりましたが、この審議会の中で前向きな発言ができればいいなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡担当課長） 皆様、ありがとうございました。なお、本日、お見えになっておりませんが、このほかに、北海道市長会の會田委員、北海道中学校長会の鹿野内委員、日本ガーディアン・エンジェルス札幌支部の菅原委員、ガールスカウト北海道連盟の鈴木委員、苫小牧若者サポートステーションの家守委員の5名に委員をお願いしているところでございます。また、局長の佐藤でございますが、この後、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（佐藤局長） 一言、この後の公務というのが、交通安全の公務でございます。今日から十日間、冬の交通安全運動を行います。皆様方も機会を捉えまして、交通安全を呼びかけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、失礼いたします。

3 議 事

○事務局（宮岡担当課長） それでは、会議に移させていただきます。はじめに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定によりまして、審議会は、委員の2分の1以上の出席を求めています。本日、委員定数15名のうち、10名のご出席をいただいております

ことから、本会議は成立していることをご報告いたします。また、本日、オブザーバーとして、青少年行政を推進するために道庁内に設置している、北海道青少年健全育成推進本部の幹事が出席しておりますことを併せてご報告いたします。

続いて、配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1-1から資料5-2までを配付しております。なお、今期から新たに委員になっていただいた方には、「どさんこユースプラン」、黄緑色の冊子をお手元に置いてありますので、ご確認ください。また、資料の一覧には載せていませんが、北海道青少年健全育成条例と規則の全文をお配りさせていただいております。足りない資料はございませんでしょうか。

本日の会議終了は、午前11時を目途としております。会議の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ってまいります。まず、説明事項といたしまして、「北海道青少年健全育成審議会の公開について」と「北海道青少年健全育成審議会の傍聴要領について」、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（伊藤主査） お手元の資料1-1をお願いいたします。会議の公開についてでございますが、一般に知事の附属機関であります審議会の会議内容については、北海道情報公開条例によって、原則公開とされております。それに則りまして、本審議会についても、一般に公開し、報道や一般傍聴を認めることとし、議事録や配布資料についても道庁のホームページにて公開することとしております。一方で、この審議会の後に予定しております「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会」につきましては、有害図書等の指定に係る審議が主な内容となりますので、特定企業の不利益になったり、また、委員の自由闊達な発言を妨げる可能性があるため、非公開としているところでございます。

続きまして、一般傍聴についてでございますが、資料1-2をご覧ください。一般の方が傍聴を希望される際は、事前または当日に受付をし、会長の許可の上、会場へ入場することとなります。会議の最中に、拍手などの方法で賛成、反対などの意見表明や撮影、録画、録音等は原則認められておりません。これに従わない場合は、退場していただく場合もあります。以上でございます。

○事務局（宮岡担当課長） ただいま、事務局から審議会の公開と傍聴要領を説明させていただきましたが、これにつきまして、何かご意見ご質問はございますか。

（発言無し）

○事務局（宮岡担当課長） それでは、「北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について」、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（伊藤主査） 「北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について」でございますが、資料2をご覧ください。お手元の資料は北海道青少年健全育成条例の第5章を構成する第45条から第52条及び第6章雑則の一部について、抜粋したものでございます。審議会の所掌事項等につきましては、条例で定めております。

まず、第45条は、設置根拠でございますが、北海道青少年健全育成審議会は、北海道における青少年の健全な育成を図ることを目的として、知事の附属機関として設置することとされているものでございます。

次に第46条でございますが、「審議会の所掌事項は、次のとおりとする。」とあります。第1号は、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること、第2号は、前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事務、とあります。第1号の諮問については、資料の一番下、第54条に規定されており、後ほどご説明させていただきますが、具体的には、「基本計画」の策定や、有害興行、有害図書類、有害がん具類、有害刃物、有害広告物を指定するとき、あるいは、有害図書類等として判断するための基準である規則を定めるときなどでございます。

第46条に戻りまして、第2項といたしまして、「審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる」とされているところです。建議とは、あまり使われない言葉でございますが、一般的には意見を申し立てるという意味が近いかと思われまゝ。審議会として独自の考えや、あるいは、一般の方からの申出などにより、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて、建議することができる旨を定めたものでございます。

次の第47条で、審議会は15人以内で組織するとありまして、第48条は審議会委員の構成を規定しております。(5)の「知事が適当と認める者」は、具体的には公募委員でございまして、今期審議会は、2名の方に任命させていただいております。第49条は、審議会に会長と副会長を置き、その選任は委員が互選することとなっております。このあと選出していただきたいと存じます。第50条は、審議会の開催や定足数、議事の議決方法を定めてございます。第51条以下につきましては、この後、ご説明させていただきたいと存じます。

審議会の所掌事項につきましては、以上でございます。

○事務局（宮岡担当課長） ただいまの事務局からの説明につきまして、質問等はございませんでしょうか。新たに委員になられた方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」との発言有り）

○事務局（宮岡担当課長） ありがとうございます。それでは、続きまして、「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の所掌事項について」、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（佐伯主任） 社会環境整備部会について説明をさせていただきます。引き続き、資料2をご覧ください。まず部会の設置につきましては、ページ下部の第51条第1項に「必要に応じ部会を置くことができる」と規定されており、部会の委員については、第3項において「会長が指名する」となっております。また、調査審議する内容については、第2項に「審議会から付託された事項」となっております。具体的には、資料3-1をご覧ください。資料3-1は、平成19年の第1期審議会において決定された事項でございます。中段の太字の部分、条例第54条の第1項第2号及び第3号にあります有害興行の指定、有害図書類の個別指定などの有害指定について、また、その指定に係る基準についてご審議をいただくことが付託事項として決定されております。なお、資料3-2につきましては、部会の設置目的や所掌事項、部会の構成等が定められた設置要綱となっており、第5条第4項において、「本部会における議決は、これをもって審議会の議決とする」とされております。以上でございます。

○事務局（宮岡担当課長） いま、部会について説明がございましたが、ご質問等はいかかでしょうか。

（発言無し）

○事務局（宮岡担当課長） それでは、無いようですので、次に移らせていただきます。続きまして、協議事項の会長及び副会長の選出に移らせていただきます。北海道青少年健全育成条例第49条第1項、第2項の規定によりまして、本審議会の会長及び副会長につきましては、委員皆様から互選していただくこととなっております。会長及び副会長の選出につきまして、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

○宮川委員 はじめて顔を会わせているわけですから、もし、事務局で何か案があれば、ご呈示いただけるとありがたいのですが。

○事務局（宮岡担当課長） ただいま、事務局案をということでしたが、あと、いかがでしょうか。

（発言無し）

○事務局（宮岡担当課長） それでは、事務局案を提示させていただくということで、よろしいでしょうか。

（「異議無し」との発言有り）

○事務局（宮岡担当課長） ありがとうございます。それでは、事務局といたしまして、会長には、北海学園大学の寺島壽一委員、副会長には、北海道医療大学の河合祐子委員をお願いをしたいという案を提示させていただきます。委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議無し」との発言有り）

○事務局（宮岡担当課長） ありがとうございます。それでは、本審議会の会長は寺島委員、副会長は河合委員をお願い申し上げます。それでは、寺島会長、河合副会長、それぞれお席の方へ移動をお願いいたします。

ここで、会長となりました寺島委員、副会長となりました河合委員から、それぞれご挨拶をいただきたいと思えます。寺島会長からお願いいたします。

○寺島会長 北海道学園大学法学部の寺島でございます。さきほどもご挨拶させていただきましたように、今期より委員を初めて務めさせていただくということでございますので、不慣れなためご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、勉強させていただきたいと存じますので、何卒、よろしくお引き回しただけますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○河合副会長 私もさきほど自己紹介させていただきましたが、北海道医療大学というところで、教員をしながら、相談業務もやりながら、子ども達にとって何がいいのかという思いで、前期2年を務めさせていただきました。荷が重いのですけれども、委員の皆様のお力をいただきながら、会長をサポートし、副会長として務めていけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡担当課長） ありがとうございます。それでは、以後の進行は、寺島会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

○寺島会長 はい、それでは、これより私が進行を務めさせていただきます。皆様、改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。お手元の次第の「3」議事、(2)の協議事項のカタカナの「ア」、会長及び副会長の選出まで進みました。次は、次第に従いますと、「イ」の部会委員の指名となっております。この点につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（佐伯主任） はい、社会環境整備部会の委員につきましてですけれども、今回が第5期最初の会議ということで、新たに委員を選出する必要がございます。部会の委員につきましては、さきほども申し上げましたが、会長が指名することとなっております、任期は2年、委員は6名となっております。

○寺島会長 ご説明ありがとうございます。説明によりますと部会の委員は、会長である私が指名す

るとのことでございますけれども、先ほど部会の所掌事項について事務局から説明のありましたとおり、部会では有害図書類などの審査をしていただくこととなりますので、経験や専門性が必要かと存じます。

そこで、できましたら、前の期から委員をお務めの方々におかれましては、引き続き、部会の委員をお引き受けいただければありがたいと存じます。つきましては、前の期の部会の委員は、いかがなっていますでしょうか。事務局から説明いただけますか。

○事務局（佐伯主任） 前期の部会委員で今期も審議会の委員となっただいておりますのは、河合副会長、野村委員、鹿野内委員、菅原委員でございます。

○寺島会長 どうもありがとうございます。それでは、河合委員、野村委員、鹿野内委員、菅原委員の4名を部会の委員に指名させていただきまして、部会長は、本審議会の副会長となられました河合委員にお願いしたいのですが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議無し」との発言有り）

○寺島会長 ありがとうございます。いま、前期から引き続き委員をお願いすることになりましたのが、4名の方々でございますところ、部会の委員は、全部で6名ということでございますので、あと2名指名させていただきたいのですが、私にとりましても、先程来申し上げておりますとおり、初めての審議会ということでございますので、事務局からのご推薦をいただき、それを参考にさせていただきたいと思いますが、事務局からご推薦ありますでしょうか。

○事務局（佐伯主任） 事務局といたしましては、過去の部会の構成メンバーから、北海道YMC A総主事の秋葉委員、また、弁護士でございます原委員にお願いしたいと考えております。

○寺島会長 ありがとうございます。ただいま事務局から2名のご推薦がありました。秋葉委員、原委員のお二人ですが、お引き受けいただけますでしょうか。

（「分かりました」の発言有り）

○寺島会長 それでは、部会は、以上6名をお願いすることとさせていただきます。なお、本日、鹿野内委員及び菅原委員は欠席されておりますが、このお二人には事務局の方から、ご本人にお伝え願えますでしょうか。

○事務局（佐伯主任） 承知しました。

○寺島会長 協議事項については、以上でございます。次第では、次は、(3)の報告事項となっております。こちらにつきまして、まず、「ア」の「少年非行の現状について」、事務局から報告をいただきたいと思っております。

○事務局（伊林主幹） 新たに委員に就任いただいた皆様もいらっしゃいますので、道内における少年非行の現状がどうなっているのかご理解いただきたいと思ひまして、資料4として配布させていただきました。平成27年9月末の少年非行の状況ということで、統計は北海道警察のものを使用させていただいております。少年非行の現状ですが、前年対比103人減少ということで、ここ数年の減少傾向に変わりはありません。また、触法少年、罪を犯しても刑罰に問えない14歳未満の少年を言いますが、この数は横ばいとなっており、低年齢化についても変化がない状況となっております。②の薬物

乱用少年の状況でございますが、本年度9月末にプラス6名と若干数が増えておりますが、これは、大麻取締法違反で検挙された少年が増えたものです。学識別には、無職少年が前年比プラスということで、京都で問題となった高校生による大麻所持などといった特異なものはございません。また、③の福祉犯被害少年でございますが、報道等でご承知のとおり、警察庁の発表によりますと、全国的にコミュニティサイト等を利用しての被害少年が増加しているとのことでしたが、道内におきましては、9月末で58人の2人減となっております。簡単ではございますが、少年非行の現状についての説明を終わらせていただきます。

○寺島会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

○野村委員 この前、コンピュータのウイルスを所持していたとして中学生が逮捕されたようですが、このような場合はどこの数字に入ることになるのでしょうか。

○事務局（伊林主幹） コンピュータウイルスの所持罪については、刑法犯になり、統計上は、刑法犯の犯罪少年にカウントされることとなります。

○秋葉委員 刑法犯学識別で小学生が前年比プラス 26 人となっておりますが、刑法犯罪種別でいいますと、どこが増えているのでしょうか。

○事務局（伊林主幹） 万引きが増えていることから、刑法犯罪種別でいいますと窃盗犯になります。

○寺島会長 ほかは、いかがでしょうか。

○熊谷委員 特別法犯がプラス 24 人ということで増えていますが、どのような事例が多いのですか。

○事務局（伊林主幹） 特別法犯の詳しい内訳までは存じていませんが、特別法犯は、刑法犯以外のもの全てを含んでおり、最近、増えてきているなど感じていますのは、子ども同士によるいわゆる児童ポルノの製造などでありまして、例えば、友達の裸の画像を撮影するといった行為は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反ということで、特別法犯の部類に該当してきます。

○日置委員 これは、前年との比較ですが、子どもの数も年々減っていると思うので、実数だけだとイメージが湧きづらいかなと思います。実際の子どもの数が減っているなかで、どのくらい減っているのかが分かるようだといいなと思いました。

○事務局（伊林主幹） 今後の資料作成の参考にさせていただきます。

○寺島会長 報告事項の「ア」の「少年非行の現状について」はこれくらいとさせていただきます、次に進ませていただきたいと存じます。「イ」の「若者意見募集の中間実施状況について」でございますが、この点につきまして、事務局から報告をいただきます。

○事務局（盛本主査） 青少年グループの盛本と申します。座って説明させていただきます。お手元に次第に記載しています資料5-1と5-2、次第には記載していませんが、右肩に「参考」としたものは、前回の審議会でお配りしたものになります。

最初に参考資料に添付しております、資料3-1をご覧ください。はじめに、「1」として取組趣

旨を記載しております。北海道青少年健全育成基本計画におきまして、青少年の自立を促す環境づくりの一環として、「主な取組(16)社会参加に向けた青少年の関心・興味の育成」の中で『青少年の社会形成・社会参加に向けた取組の推進に努めます。』としております。

次に、(2)ですが、平成27年第1回北海道議会におきまして、若年世代の社会参画について質問がありました。道では若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広い意見を伺い、議論を深めていく考えであることを答弁しております。

(3)として、これらのことから、若者の意見等を聴くための手法などにつきまして委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

続きまして、「2」の他機関の手法についてでございますが、国や他都府県での若者意見の聴取りについてまとめております。(1)の内閣府の取組についてですが、「青少年意見募集事業」として、一つは、インターネットを通じて「ユース特命報告員」約300名を募集し、特定の課題に対する意見を求めています。二つ目は、ユース特命報告員と関係府省の政策担当者が対面で意見交換を行う「ユース・ラウンド・テーブル」を実施しております。次に、(2)の北海道の取組についてです。道では、道民意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを実施しており、その他にも様々な広聴活動を実施しております。また、保健福祉部で組織しております、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会というものもあり、詳細については資料3-2で説明しております。1枚めくっていただきまして、資料3-2ですが、1ページ目にパブリックコメントについての説明を記載しておりますが、パブリックコメントは、道として政策立案過程において原案等を公表して広く意見を募集するものです。また、2ページ目では、知事の地域訪問や道民意識調査、道政相談など主な広聴事業を記載しております。

3ページ目では、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会について説明しております。北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会は、「北海道子ども未来づくり条例」に基づく知事の諮問機関で、子どもが自らの意見を表明する機会を確保し、子どもの意見が社会に反映される環境づくりを目指すもので、道内の中学校、高校に在籍する生徒で構成されております。任期は1年で、年2回の会合を持っております。

次に他都府県の取組について、資料を3-3として添付しております。聴き取り方法の内容から、おおまかに区分し、1から5までの番号を付しております。全体の傾向として多いのは、区分1の「若者から都道府県行政への提言」、区分2の「都道府県知事、幹部及び職員との意見交換」です。区分3の「アンケート」につきましては、青少年に関する計画など必要なときに聴くことが多いようでありまして、今回の調査ではアンケートの回答数は多くありませんでした。区分4の「審議会への登用」も回答数は多くありませんが、6番の山形県、20番の長野県、36番の徳島県では、若者の登用についてルール化がされております。区分5の「子ども議会等」につきましては、富山県のみが青年を対象としております。

資料3-1に戻りまして、「3」の「今後の日程について」であります。当初は、11月、今回の審議会を経まして、12月から試行を実施する予定でありましたが、ご意見を聴くための期間や傾向などを分析する期間、次年度以降に活かすために検討する期間などをあらためて考慮して、開始時期を前倒しし、9月28日から12月4日までを若者意見の聴き取り期間として、今回既に実施しております。今後の日程の一番下の行に、平成28年4月取組開始としておりますが、実際にこの取組を開始するに段階でおそらく一回では終わらない、反省点も多くでてくるでしょうし、他のやり方や方法もあるということで、別な方法での聴き取りを試行する必要もあるのではないかと考えております。

続きまして、資料5-1の「インターネットを活用したアンケートの実施について」、ご説明いたします。先ほど、説明いたしました。聴き取り期間や分析期間などから、若者意見の募集の試行実施を前倒しし、9月28日から意見募集しているところであります。既に各委員にはメールでお知らせしているところですが、あらためてご説明いたします。

質問項目についてですが、基本事項として、年齢、性別、既婚未婚の別、お住まいの地域、職業の5点を用意しました。それぞれ、以下に設定した質問2及び質問3の傾向を分析する際に必要な基本

事項であり、設定に際しては道や市町村、民間事業者が実施する他のアンケートを参考に設定しております。基本事項につきましては、今後、必要に応じて項目の追加や見直しなどを行っていきます。

質問1(1)は、若者から意見募集をする際の方法等を検討するための設問です。インターネットによるものを中心に、想定される方法を設問として記載しました。質問1(2)は、若者から意見聴取をする際の方法等を検討するための設問です。こちらもインターネットによるものを中心に、想定される方法を設問として記載しました。質問2は、今後、意見募集のテーマを設定する際の参考として1から5までを設問しました。選択項目については、道のホームページ記載の分類としています。質問3は、道庁内の各部での施策推進の参考にするために設問しました。選択項目は道庁内の各行政分野について分類しています。試行とはいえ、せっかくアンケートを集めるということですから、この結果は何らかの形で道庁の関係部に伝えていきたいと考えております。また、アンケート自体は、道がインターネット上に持つ共通のアンケートフォームがありますので、そちらの方で入力、回答していただく形となっています。チラシ及び周知依頼文につきまして、実際の周知では、まず、インターネット上の取組として、道の青少年グループのホームページに掲載するほか、楽天ブログに展開しています道の公式ブログにも掲載しています。このブログに掲載した際には、道の公式ツイッターに自動で転送されるということで、詳細な数は押さえていませんが、だいたい1万人のフォロワーを持つということです。よって、ツイッターの部分でより多くの方に見ていただけるのではないかと期待しております。また、道庁内の電子掲示板に掲載し、庁内の若手職員や家族に若者を持つ職員に周知しております。他団体等への周知ですが、学校関係については北海道教育庁などを通じて中学校や高校へ周知し、大学につきましては個別に依頼しているところです。さらに、市町村や第一次産業団体、経済団体、青少年健全育成に関連する団体など、これまでも条例ですとか基本計画などの見直しの際に意見募集をお願いしていた団体に周知を依頼しているほか、新たに社会福祉法人、社会福祉協議会、道内のNPO、とりわけ若者が自ら組織し活動する団体へも声をかけ、周知していただくようお願いをしているところです。

次に、資料5-2の「若者意見募集の実施状況について」です。こちらは、取りまとめの関係もあり、11月5日現在の集計としております。この時点で723件いただいております。

今回は、中間報告ということで、事務局においての分析等はしておらず、生データの提供になります。

また、記載していただいた意見等についても、多岐にわたりますことから、今回は特徴的な意見の記載にとどめております。はじめに1ページ目に基本事項を記載しております。年齢については、25~29歳が最も多く、20~24歳と続きます。性別については、ほぼ同じ比率です。既婚未婚の別については、未婚が87%となっています。お住まいの地域については、石狩が30%と最も多く、上川、十勝と空知が続いております。

職業等については、公務員が約50%を占め、生徒・学生と会社員が約20%ずつというのが現在の状況となっています。

○事務局（加藤主幹） 引き続きまして、私の方から説明させていただきます。その後の質問1(1)ですが、今後、若い方からのご意見を伺う方法を検討するために、「このアンケートをどうやって知りましたか」という質問になっております。次が、どのような手法により意見を聴取することがより若い方の参加を促すことができるのかを調べるために、どんな方法がいいですかと質問させていただいたものです。2番のインターネットがダントツでしたが、モニターのようにフェイストゥーフェイスに近いものも、若干意見があったものでございます。

次に、5ページですが、「あなたや家族にとって、特に関心が高いものは何ですか」という質問です。これ自体の統計を道政の参考にさせていただきたいというのがありますが、例えば、興味関心が少ない分野の意見を聴く場合は、意見募集の期間とか周知方法など勘案しなければならないということで質問させてもらった事項です。質問3以降につきましては、6ページ以降になりますが、(1)、(2)、(3)として、「経済・産業」に関すること、「くらし」に関すること、「地域」に関することという道庁

の様々な分野のカテゴリに分けて、これは複数回答が可能なのですけれども、何が一番大切ですかとの質問をさせていただいたところ、ご覧のとおり結果となっております。

さて、ここから先でございますが、このインターネットを使った意見聴取の試行については、12月4日までが受付期間となっております。青少年の健全育成を目指すという視点から、社会参加を促すということで、まずより多くの方に参加していただく方法は何か、もう一つは、意見をいただくのであれば、これを道政へ反映していく仕組みづくりが必要となってまいります。従いまして、この件につきましては、12月4日の締切りが終わりましたら、回答者の年代とかを細かく集計させていただきまして、審議会の方へ報告させていただきますとともに、庁内各部にも情報提供していきたいと考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、インターネット以外の手法につきましても、傾向があるようですので、来年度、インターネット以外の手法によった若者意見の聴取の試行が必要なのではないかと考えているところでございます。これも次の審議会までに検討を進めていきたいと考えております。また、いただいた意見を道庁の行政にどのように効率的に反映させていくかということに関しましては、庁内で検討する会議を設け、これらの進捗状況も審議会に報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○寺島会長 はい、どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、この後、意見交換をさせていただく段取りとなっておりますが、ご意見を頂戴する前に、まず、事務局の説明について、ご質問があればお受けしたいと思います。

○秋葉委員 私が所属している団体では、便宜的に青少年といいますが 35 歳くらいまでにはしているのですが、アンケートで若者を 29 歳以下としているのには理由があるのでしょうか。

○事務局（加藤主幹） 国が決めました「子ども・若者計画」によりますと、困難を有する方に対する対応につきましては 30 代ということを念頭に置きながらも、一応、30 歳までが若者となっておりますので、それを参考にしております。

○秋葉委員 もう一点ですが、お住まいの地域に関するアンケートですが、これはそれぞれの人口比に合致しているような状況なののでしょうか。それとは違って、特別関心が高いエリアのようなものはありますでしょうか。

○事務局（加藤主幹） 引き続き、私の方から回答させていただきます。人口の比率とは比較しておりませんが、当初、私どもでは、比較的遠い地域ほどインターネットでの回答に関心があるのではないかと考えておりましたが、いまのところそのような傾向はないように見えます。今後、地域と手法などをクロスにより見ることで傾向が掴めるのではないかと考えております。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○河合副会長 職業のところ、公務員がずいぶん多くなっております。ダントツでございますし、半数が公務員ということですが、北海道の公務員は、ここから除外されているのでしょうか。道が集めているという意見ですから、道側の公務員からも頂戴されているのか、されていないのか、関心が高く反応があったのかも知れませんが、「身内の意見」と見えなくもない。

○事務局（盛本主査） さきほどの周知の関係でございましたが、インターネットに限って説明させていただきますと、私どものホームページは、率直に言ってそんなに多くの方が見ていないだろうと考えております。また、楽天ブログに展開しています道の公式ブログは、さきほどフォロワーの話をしてきましたが、約 1 万人のフォロワーから、何らかの形で広がっていくことを期待しております。こ

れは、一般的な周知の部分ですが、結果的に公務員の割合が多くなったのは、道庁の職員が閲覧することのできる庁内の掲示板に載せたため、これを見た若手職員が参加したためだと想定しています。ただ、比率としては、それが思ったより多くなっているなど感じております。なお、実際のアンケートフォームでは、どちらにお勤めまでかを聞いておりませんので、国の公務員なのか、道の公務員なのか、市町村の公務員なのかは、分からないところでございます。

○熊谷委員 今回のアンケートは 12 月 4 日までということですが、これが第一弾ということ、今後、第二弾、第三弾という意見聴取はあるのでしょうか。

○事務局（加藤主幹） 来年度以降でございますが、先ほども申し上げましたが、インターネット以外の試行というのも考えていかなければならないとのことですが、結論にまでは至っておりません。

○寺島会長 いまのお答えについて確認させていただきたいのですが、今の熊谷委員からのご質問は、年度内にも第二弾、第三弾があり得るのかということを含めたご質問ではないかと、私はその趣旨を解釈したのですが、いかがでしょうか。

○事務局（加藤主幹） 今年度は、本件で一端終了でございます。

○寺島会長 本年度は、このやり方で 12 月 4 日までやり、その結果を受けてまた来年度考えるということでもよかったですね。

○事務局（加藤主幹） はい。

○原委員 さきほどの公務員が多いというところで、これを集計するとき、各項目で公務員がどの程度の割合になっているかが分かる集計にするのでしょうか。といいますのは、これをぱっと見たときに、公務員の比率が多すぎて、公務員はどう考えるかという方向性に出してしまうような気がしており、そうすると、若者一般の意見ということの集計に外れる可能性があるのか、ないのかということも考える必要があるかと思えます。

○事務局（加藤主幹） 質問事項につきましては、基本事項毎の内訳を出すこととしておりますので、公務員以外の方のご意見の傾向も掴めるものと考えております。

○寺島会長 よろしいでしょうか。次の意見交換に移らせていただきたいと存じます。若者の意見聴取につきまして、今回は中間状況の報告ということでございますので、感想でも結構でございますから、ご発言いただければと存じます。また、さきほど、ご質問として発言いただいた方もおられますので、それをご感想となさっても結構でございます。今回、新たに委員になられました方は、いきなりですとご発言しにくいこともあるかと存じますので、私の右隣の宮川委員から、反時計回りで、順次、ご発言いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○宮川委員 何をどのように申し上げればいいのか難しいところでございますが、皆様ご承知のとおり、アンケートというものは、その団体がある結果を期待してというものもありますし、まっさらなものもありますが、今回のアンケートは、本当に若者の声を聞きたいというアンケートでございます。さきほどの公務員が多いといいますのは、意図的にしたことではなく、様々なところに働きかけた結果、たまたま目にするのが多かった公務員の方に色々な意見を寄せていただいた。それ自体は、私はありがたいことだと思えます。ただ、職業で見ていった場合は、ここにあるパーセントと世の中の状況は違いますので、そのことを念頭においた分析が必要だと考えます。やはり一定の数字がで

ますと、その数字が一人歩きしてしまって、せつかくのアンケートが本当に若者の声を集積したものにならないということがないよう集計のときに注意していただければありがたいと思います。

○日置委員 これは途中で変えることができないのですが、次に生かしていただきたいのは、基本情報の(2)の男女、性別なのですけれども、最近、セクシャルマイノリティの方の問題が報道などで注目されるようになったのですが、性的に男性でも女性でもない方は、この世の中に当たり前になりますので、こういう性別を男か女かの二択で選ぶというのは、当事者からすれば、ここでこれ以上答えたくなくなるというのはよく聞く話ですので、今後、工夫できるのであれば、「どちらでもない」という項目を入れていただければ、当事者の方はそれだけで安心感があるのではないかというのが一つです。あと、今回のアンケートは、私としてはお試しなのかなと思っておりまして、ここに書いてあることをそのまま反映させるというよりは、こういうやり方でどういう効果があるのかということを試すものなのかなと思っていましたので、引き続きやっていただいて、こういう方法だとこういう人たちがアクセスしやすいだとか、こういう答え方であればやりやすいだとか、やってみた上で来年度の検討の参考にしていただければいいのかなと思います。私も周りの若者達に呼びかけはしてみたのですが、もっと意見を言いたい人たちにとっては、もの足りなさもあるのかなと、また、身近にアクセスできるものと実際に話しをする場所の連動が、一番効果があるものと思っておりまして、来年度また、そのような意見をお伝えできればと思っております。

○原委員 さきほどお話しさせていただいた集計の関係は、しっかりとしていただければいいのかなというのと、私も初めて見せていただきましたが、試行的なものなのだと感じを受けました。その上で、このようなアンケートは、ある程度方向性を見るのにはいいものだと思いますが、若者の本音を聞きたいと思ったときは、本当にこの方法でいいのだろうかということもありまして、そこら辺がこれからの検討課題だという感じがしております。

○野村委員 今回の質問は、けっこう総論的なものでしょうから、例えば、質問2でいえば選択肢に、「日常のくらしや医療、福祉に関すること」とありますが、だいたいそこに集約されていくアンケートではないかと思います。ですから、そこからさらに質問を派生的に増やしていくなど、次年度から考えていかなければならないという感じがしております。先ほど、(回答者に)公務員が多いという話がありましたが、調査対象の集団を募集して設定するという方法もあります。例えば道内の職業別、年齢別に例えば千人を募って、調査を行う方法もあり、そうすると平均的な意見が見られると思います。

○高橋委員 私自身、このアンケートをさせていただきましたが、周りの若者に広げようとしたときに、この「意見募集」というタイトルが怖くなるといいますか、「立派な意見がないといけないのかな」とか、「そんな意見ないよ」という若者が多いのではないのかなというのが第一印象でした。しかし、答えてみますと、非常に簡単なものなので、やりやすいとは思いましたが、逆に、日置委員がおっしゃっていましたように、物足りなさを感じる、自由記述でもいいので、もう一步踏み込んでもいいのかなと思いました。最後に、先ほどおっしゃっていた方もいたのですが、それぞれのトピックに対して、けっこう明確な結果が出ているところもあり、同世代としてすごく共感できるものだったのですが、一つ一つに対して、色々な若者が意見の言えるような場所や会議があればいいのかなと思いました。そして、そこに色々な立場の若者が集まればいいのかなとも思いました。あと、全体の結果を見ていて、やはり、暮らしとか仕事、未来の子育てとかに対しましては、興味があるというより、むしろ、不安とか大丈夫なのだろうかという思いがあるのかなと感じました。

○熊谷委員 今回初めてのアンケートということですから、このような感じかなと思います。これから、各項目を深めていき、固めた上で聞いていく必要があるのではと感じました。

○安宅委員 うちでもよくこのようなアンケート調査をして、いつも悩んでいるのですが、アンケートを何千件と出しても返ってくるのは決まっていますし、アンケートをとった後にどう生かすかが課題だと思います。アンケートをきちんと答えてくれる学校ですとか、官公庁の方々とか、行政に関心のある人はホームページなどを見ますけれども、そういうことに子ども達の関心があるかと言いますと、なかなか見るということにはならないかなと思います。子ども達の意見を聞くのであれば、学校だけではなく、答えてくれるかどうかは分かりませんが、そのようなところにいない子ども達、例えば、罪を犯してしまった子ども達、道を外れそうになった子ども達、NPOに相談に来ている子ども達にも意見を聞く機会があったらいいと思います。

○秋葉委員 やはり誰の声を聴くのだろうかということが一番大事だと思います。アンケートをするときに、難しいとは思いますが、バランス良く声を聴くということが必要かと思いました。この結果を見ますと、公務員、団体職員の方が過半数を超えており、ある意味恵まれている環境にいる若者の声なのかなと思います。そうではなく、恵まれない環境にいたり、問題・課題を抱えている若者の声をどう拾うということがポイントではないかなと思います。ですから、公務員以外のアクセスをどう増やしていくかという方法、システムを考えていかなければならないと思います。そうすることによって、公共性・公平性が担保できるやり方でアンケートを行う必要性を感じました。

○河合副会長 それぞれの全体での割合が出ているところですが、地域にしても、職業についても、その層のどの割合みたいなのが分かればいいのかと思います。例えば、全道で公務員がどれくらいいるのか、そのうちの352名というのはいくらに当たるのかみたいなことですか、無職の方が10名ほど回答くださっていて、これは多いのか少ないのかといった分析も今後必要なかなと思ったところです。それから、一番、学校や職場などを通じてアンケートを知りましたという方が多く、かつ、インターネットを活用できる方のご意見であり、事務局の方もおっしゃっていましたが、この方式以外の違うやり方もとりつつ、色々なところにいらっしゃる方々の声が聴けるようになればいいのだろうかという感想を持ちました。

○寺島会長 どうもありがとうございました。それでは、私からも少し付け加えさせていただきます。既に出されている意見と重複する点もございしますが、私も回答者層が特定の層に集中している点は、この中間状況の報告について気になったところでございます。これは職場を通じてこの件を知ったということ、なおかつ、公務員の回答者が多いという観点からも、その周知方法をどのようにしていくのか、さきほどおっしゃったように庁内の掲示板を通じて知ったことが多いだろうと推測されるだけに、どのような周知方法をとっていくのかというのが課題なのだろうと思います。そのなかで、さきほど野村委員からある集団を作って意見を募集するという方法もあるというご意見がありましたが、私もそれについては賛同するところでございます。また、いままでの中間のまとめでは、質問の2のところ、「特に関心が高いものは何ですか」という質問に対し、断然、①の「日常のくらしや医療、福祉に関すること」が回答として多かったのですが、一つだけ選ぶというなかで、⑤の「行政や税に関すること」という回答も多く、比較的若い人の関心の向いているところとしては、意外に多いなという感想を持ったところであり、これをどのように受け止めるかというのが一つの課題であるように思えます。三つ目といたしまして、今回は、4の自由記載的な回答については、中間報告の集計に含まれていないのですが、このあたりでこういった回答が得られるのかというのは非常に関心があるところでもあります。また、最終的な集計が出ましたら、他の都府県での類似調査、調査項目が違いますので、単純に比較することはできないのかも知れませんが、他の都府県での類似調査と比べても、本道の特徴というものがどこにあるのか、分析対象として重要ではないかと考えております。私からは以上でございます。

○寺島会長 それでは、委員の皆様からは、多くの貴重なご意見をいただきましたので、引き続き、事務局には、検討作業を続けていただければと存じます。

4 その他

○寺島会長 あらかじめ、予定されておりました内容は以上ですが、4の「その他」として、委員の皆様から、何かございますか。

(発言無し)

○寺島会長 ありませんか。事務局からは、「その他」として何かありますか。

○事務局(伊林主幹) はい、次回の審議会でございますが、来年3月の中旬ころを予定しております。また、この後、若干の休憩を挟みまして、平成27年度第3回の部会を開催させていただきますので、さきほど指名を受けました委員は、引き続きよろしく願いいたします。以上でございます。

○寺島会長 はい、ありがとうございます。部会委員の皆様は、引き続きで大変ご苦労さまでございますが、部会の方もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の審議会の議事を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。

5 閉会

○事務局(宮岡担当課長) 寺島会長、ありがとうございました。また、審議会委員の皆様、本日は、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度第2回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。皆様、大変お疲れ様でございました。

以上